

《書 評》

ゲーアハルト・シュミット(松尾展成編訳)
『近代ザクセン国制史』

千 葉 徳 夫

(明治大学法学部教授)

従来我が国においてドイツ近世・近代史といえば、プロイセンの歴史のことであった。ザクセンなどという、本書の表題に付された地名は、我が国にはまだまだ馴染みが薄い。プロイセンは、ドイツ人にとっては、言わば「見果てぬ夢」であったナショナリズムを力によって実現した19世紀近代国家のホープであった。明治維新以来我が国の知識人のドイツの歴史に寄せる関心が、もっぱらプロイセンに注がれてきたのも無理からぬことである。学問研究の蓄積は必ずしも十分とはいえないが、戦後高柳信一氏（『近代プロイセン国家成立史序説』, 1954年）、上山安敏氏（『ドイツ官僚制成立論——主としてプロイセン絶対制国家を中心として——』, 1964年）をはじめ、最近では阪口修平氏の優れた研究（『プロイセン絶対王政の研究』, 1988年）がある。しかし周知のように、ドイツは、神聖ローマ帝国の終末（1806年）に至るまで300もの大小様々な領邦から成り、その後それらは40ばかりに整理・統合されたとはいえ、小国分立の世界であった。それは、今日においても連邦制国家として名残を留めている。したがってドイツにおいては、地域史は単なる地域の歴史、素人マニアが行う郷土史では決してない。それはドイツ史の本質的構成要素である。近代的歴史学の一分野としてのその学問は19世紀にはじまった。とりわけザクセンでは、フォリオ版で全24巻の豪華な中世史料集

*Codex Diplomaticus Saxoniae*をはじめとする各種の史料集が編集され、*Archiv für Sächsische Geschichte* などの多数の研究雑誌、叢書が創刊された。19世紀のこれほど大規模な地域史研究事業は、恐らく、20世紀はもとより、21世紀にも出てはこないであろう。また、1906年、R. ケチュケによってライプツィヒ大学に「地域史・定住学ゼミナール」が開設されたことも特筆に値する。このゼミナールから戦後の中世史学の泰斗W. シュレージンガー、ザクセン史の権威K. ブラシュケ、それに本書の原著者G. シュミットなど多数の優れた研究者が輩出し、その影響は地域を越えている。今日ヘッセン州のマールブルク大学中世史研究所に付設されている中部ドイツ研究所は、このゼミナールの伝統を継承したものである。一方、ザクセンが位置する旧東ドイツにおいては、1952年、分権的な連邦制が集権的な行政区（ベツィルク [Bezirk]）に改造されたことに伴い、領邦・州たるラント・ザクセンは消滅し、地域史研究も一時期復古的、分立主義的と見なされ排除された。だが長年守られてきた学問の火は、そう簡単に消せるものではなかった。1961年、ライプツィヒ大学のK. チョクは、Landesgeschichte ではなく Regionalgeschichte の名の下にマルクス主義的地域史を提唱した。またK. ブラシュケは、「1952年における政治的単位としてのザクセンの解体とともに、ザクセン地域史は存立を止めたのではない」と語っている。ドイツ再統一の直前、この両者の手になるザクセン通史の編著・著作（K. Czok (Hg.), *Geschichte Sachsens*, Weimar 1989; K. Blaschke, *Geschichte Sachsens im Mittelalter*, München 1990）が相次いで、しかもそのひとつは西ドイツにおいて出版されたことは、イデオロギーを乗り越えて生き延びる地域史研究の根強い伝統を示すものとして興味深い。言うまでもなく、それは単にザクセンに限らず、多かれ少なかれ他のドイツの地域にも当てはまることである。のみならず、近年ドイツにおいては、様々な問題を孕みながらもヨーロッパ統合を目前に控え、まさに「近代国家の呪縛からの脱却」という問題意識から神聖ローマ帝国の構造とその地域主義に強い関心が注がれ、地域史研究が

従来にも増して活発に展開されているのである。今日我が国において西洋史学は、相当に長い研究蓄積を持つ。だが、ことドイツに関して、とりわけ実証史研究は地域史なしには果たしえない。シュミットが「日本の読者への序文」で語るように、「ドイツ史を明らかにするために、プロイセン史は決定的に重要である。しかし、プロイセン史がドイツ史のすべてではない。」プロイセン以外の領邦もなければ、ドイツ国制史は語りえないのである。昨年秋に刊行された松尾展成教授の訳業は、こうした意味において時宜にかなったものである。

それでは、今日ドイツ連邦共和国を構成する州のひとつであるザクセンは、歴史的にどのような地域なのであろうか。それは、中世において選帝侯領として、神聖ローマ帝国の第一等の領邦のひとつであった。また近世初頭には宗教改革の発祥の地として一躍世界史の舞台に躍り出ることになる（この時代のザクセンについては、K. ブラッシュケ、寺尾誠訳『ルター時代のザクセン』を参照されたい）。だが17—8世紀のいわゆる諸国家体系の時代には、君主アウグスト強壯公のもとでポーランド王位の獲得など、プロイセンと競争しつつヨーロッパ列強の一角に加わる試みがなされるが、北方戦争において惨めな敗北を喫し、二等国の地位に甘んじなければならなかった。以来ザクセンにおいては、1989年ライプツィヒの市民運動を契機にドイツが再統一されるまで、ヨーロッパ・ドイツ史上特筆すべき政治的事件は起こってはいない。「ザクセン史は主として経済史・文化史であり、この点からして、政治的・軍事的傾向を帯びたプロイセン史、過度の単純化によって全ドイツ史をずばり規定したものとして評価されるプロイセン史と異なる」（Blaschke, *Geschichte Sachsens*, S.19）。シュミットもこれと同じ意見である。ここで我々の一般常識で直ちに想起されるのは、東欧の経済の中心地として世界的にも有名なメッセの開催地、かのマルクスも学んだ、ドイツで四番目に古い大学町、そしてバッハが活躍し、ギルド館の名を付した著名なオーケストラの本拠地でもあるライプツィヒである。バロック宮廷文化の粋を集めたド

レスデン、それとともに発展したマイセン磁器なども挙げられるべきかもしれない。シュミットによれば、ザクセンは、すでに16世紀から、とくに18世紀以来経済的・文化的にドイツ屈指の邦であり、19世紀にはライン・ルール地方およびザール地方とともに最も早期的に工業化を果たした。それと関連して人口が急速に増加し、具体的数字を挙げれば、1815年の120万人弱から1914年の500万人弱へと、また1933年には520万人へと飛躍的に上昇した。「こうしてザクセンは、一平方キロメートル当たり人口密度が346人という、全ヨーロッパで最も人口稠密な地域のひとつとなり、広範な地域が都市化した。」また、1914年ザクセンの鉄道網は3,403キロメートルに及び、ベルギーのそれと並んで世界で最も稠密なものであったということも注目に値する。それでは、このような目ざましい経済発展を遂げた近代ザクセンの国制はどのようなものであったのだろうか。

本書は、七月革命、三月革命、ドイツ統一、第1次世界大戦という相次ぐ大事件の波にもまれて前進後退を繰り返す中部ドイツの中規模領邦ザクセン王国の国制生活を内閣・中央行政（第一章）、議会制（第二章）、郡・地方行政（第三章）の三つの側面から叙述する。ここで、それらの詳細に立ち入ることはできない。またその必要もないであろう。本書を通読して得られた感想を述べるに留めさせていただきたい。

国制史上19世紀は立憲君主政の時代であるが、最近の通説によれば、依然旧時の身分—議会制(Landständische Verfassung)の臍帯を付しているという点に、この時代のドイツの立憲主義の固有の特色があるという(例えば、C. F. メンガー、石川敏行他訳『ドイツ憲法思想史』、170頁以下参照)。そのことは、ザクセンにも当てはまるように思われる。ここでは1831年に「上からの改革」として欽定憲法が公布された。それによってザクセンは、封建的絶対主義国家からブルジョア的立憲国家へと移行したという。しかし、つぎのようなことが指摘されるであろう。

まず第一に、ザクセンの邦議会は、他の領邦のそれと同様、国制全体を掌

握しなかった。その機能は臣民の権利を保持し、国王の支配権を制限するという点にある。しかし「この制限の仕方と程度は、強力な民衆運動によって闘い取られたのではなく、主として支配者の判断によって与えられたものであった」という。もとより議院内閣制は問題とならない。議会に対する大臣答責制は定められたが、邦議会は大臣の選任に何ら影響を及ぼすことができず、それは国王の専権事項であった。第二に、ザクセンでは邦議会は、貴族が決定的影響力を持つ上院と、選挙によって選ばれる騎士領所有者、都市、農民および商工業者の代表によって構成される下院とからなっていた。このような二院制、および、下院でとられた厳格な制限選挙制も、身分一議会制の根強い影響力を示すものである。この点でザクセンは、すでに1816年に憲法が制定され、一院制がしかれた隣国ザクセン＝ワイマール侯国などよりはるかに保守的であったように思われる。三月革命の一時期、著しい民主化がなされたこともあるが、1831年から1918年までのザクセン邦議会は基本的に大土地所有者の、そして時代とともに程度を増しつつブルジョアジーの代表機関であったという。このような邦議会であってみれば、時として、保守的な内閣以上に保守的・反動的であったことも驚くに当たらない。例えば、1850年、三月革命を弾圧した反動内閣の内務大臣フリーゼンは「力と警察の方式だけで統治すること」の限界を認識し、フランクフルト・ドイツ国憲法に定められた基本権の一部を受け入れたザクセン憲法改正案と、下院における身分制原理の廃止を盛り込んだ選挙法案を邦議会に提出した。しかし、騎士領所有者が「身分」として特別の議員席を保持しようとして反対したため、両法案は成立を見なかったという。邦議会は、法律と国家予算の議決権を有していたのである。しかしながら、憲法に保障されたこの原則も国王の留保権によって破られることができ、邦議会は多くの場合政府によって思うようにあしらわれたのである。したがって、最後に、近代ザクセンの国制を担ったのは、政府、国王によって任命された内閣であったということである。それゆえ本書においては、この部分（第一章）に叙述の最も多くの部分が割かれ

ている。言うまでもなく、その時々の内閣は政治的傾向において一様ではなく、多様である。しかし全体的に見て、近代ザクセンの政府は社会・経済の発展に対し促進的に働くというよりは、保守的であり、反動的であった、と言えよう。このことの原因のひとつは、大臣の社会構成にあるように思われる。1831年から1918年まで在任したザクセンの国家大臣合計59人中、31人は旧貴族、4人は書状貴族で、残り24人が平民であったが、その中の9人は在任中に貴族に列せられた。しかも、これら平民の大臣のうち、16人は民衆運動や革命、戦争といった危急時の例外的状況の中で短期間だけ任命されたものであり、平時に就任したのは、わずか8人だけであったという。シュミットは、次のように語る。「ザクセンでは大臣職は1918年まで、自邦の貴族の特権だったのである。このことは視野を狭め、反動的政策を促した」と。

シュミットは、近代ザクセンの国制に対してきわめて低い評価しか与えていない。しかし、近代について全く門外漢の私は、本書から多くの知識を得ることができた。また、大臣と議員の社会構成についての数量的データは貴重であり、地域史ならではの作業である。さらに、ここでは取り上げなかったが、地方行政の諸機関、それらの機能・権限についての解説的叙述も有益である。だが、私は、本書を通読して次のような疑問を抱かざるをえなかった。すなわち、社会・経済面において農業国から工業国へと飛躍的發展をとげたザクセンと、政治・国制面において身分制的・封建的性格をなお強く留め、保守的・反動的であったザクセン、この両者のギャップを一体どのように理解したらよいか、ということである。国制史研究の立場からすれば、たとえ保守的・反動的であれ、その時々の実を踏まえて政策を打ち出し、法律を制定する政治の意義を特定の立場から評価するのではなく、歴史的現実に即して明らかにすることが重要であるように思われる。このような意味で、社会・経済上の諸政策はもとよりのこと、1856年の刑事訴訟法と刑法典、1861年の営業法、また、「来るべきドイツ法典の先駆者」(F. ヴィーアッカー)と評される1863年のザクセン民法典などについて、そしてなによ

りも、1831年のザクセン憲法について、立ち入った検討が加えられてしかるべきであったと思われる。私の個人的問題関心からすると、教育・学校制度の問題がとりわけ興味深かった。周知のように、ドイツは17世紀にいち早く義務教育制度を導入するなど、優れた教育・学校制度を発展させた国であるが、それについては教会、とりわけプロテスタント教会の寄与するところがきわめて大であった。しかし他面、ドイツではそのために近代に入っても教育と宗教は分離されず、学校は教会の監督の下に置かれていた。君主がカトリックに改宗したにもかかわらず、プロテスタントの領邦教会を保持しつづけたザクセンでは、1871年以来、宗教大臣フォン・ゲルバーのもとで広範な文化政策が展開され、1874年の宗務庁法と前年の国民学校法によってようやく教会と国家行政が分離され、学校の管理が教会の監督から引き離された。また、ギムナジウムの数が二倍に、実業学校と実科学校も著しく増設され、工科大学が新設されたことも注目に値する。だが、聖職者による基礎学校の監督と宗教教育はなお存置されたため、その後紆余曲折を経て、教会から分離した進歩的な学校組織が実現するのはようやく1919年のことであったという。因みに、ライプツィヒ大学法学部教授（1863年就任）でもあった宗教大臣フォン・ゲルバーは、ドイツの近代実証主義的国法学の創始者として学問的に重要な人物であり、友人イエーリングとの文通でも知られている。また、19世紀のライプツィヒ大学法学部は、ゲルバー以外にもプフタ（1837年）、アルプレヒ（1840年）、モムゼン（1848年）、ヴェヒター（1853年）、ヴィントジャイト（1872年）といったそうそうたる学者を擁し、19世紀後半には、学生数からみる限り、吸引力においてベルリン大学を凌いでいたということも（Vgl. M. Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*, 2. Bd., München 1992, S. 311）、政治的に保守・反動のザクセンの名譽のために付け加えておこう。

最近私が伝え聞いたところによれば、ドイツ再統一以来、西側歴史研究者は、それまで彼らに閉ざされていた旧東ドイツのアルヒーフに強い関心を寄

せているという。社会・経済史に重点を置いた旧東ドイツの地域史研究は大きな成果を挙げた。今後、旧東西両ドイツの研究者により法・国制史の分野でも研究の一層の進展が期待される。その場合、本書のような、数量的データをも盛り込み、豊富な史料・参考文献を掲げた概説書は一助として大いに活用されるに違いない。

編訳者の松尾教授は、松田智雄門下の優れた経済史家である。私は、学生の頃、松尾教授の論文「封建的危機の経済的基礎——ザクセンの場合——」（大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編著『西洋経済史講座』、Ⅲ、1960年、所収）に接し、その徹底した実証研究に感銘し、これが処女論文かと、ショックを受けたことを今でもはっきりと覚えている。この論文以来教授は、一貫して、近世・近代のザクセンの社会・経済史の解明のために原史料にひたすら沈潜する研究を続けてこられた。実証的研究作法は、教授の真骨頂である。それは最近の著作『ザクセン農民解放史研究序論』（1990年）に見事に結実し、また、このたびの編訳書にも十分生かされている。「編訳者後記」によれば、本書は教授のザクセン経済史研究の必要から生まれたものであるという。だがその仕事ぶりは実に徹底し、ごく些細と思われるような事柄についてさえ、事実の確認を怠らない。例えば、本文中に出てくる人名のフルネームと生没年について約300通もの質問状をドイツの研究者、関係諸機関に宛てて書いたという。また、原論文には注記が付され、引用史料・文献が挙げられているが、それを上回る詳細な訳注と補論、編訳者引用文献目録が添えられている。かくして、編訳者自身の手になるザクセン王家系図、大臣歴任表、近代ザクセン国制史略年表をも備えた本編訳書は、原論文以上に正確かつ詳細に、また便利なものとなっている。さらに和独事項索引と独和事項索引は大変利用価値があり、我が国におけるドイツ近代史研究者に広く活用されるようになるに違いない。訳語は慎重に吟味されており、教授の努力に脱帽するほかない。しかし、若干気になる点があったので、最後にそれを述べさせていただきます、拙い書評を終えたい。

Landtag, Stände, Ständeversammlung は、やはり別々の訳語（邦議会、諸身分、諸身分会議）を当てるべきであると思われた。というのは、近代の立憲制は依然旧時の身分一議会制の名残を強く留めていたからである。また、そのほうがシュミットの原論文の趣旨に沿っているように思われる。

「副次元的地域」（Nebenland）は、「付属地域」としたほうが適切と思われた。

「管区（GA）は、「管区（A）」と区別する意味でも、「裁判管区」の訳語を当てるべきではなかろうか。また、「県知事（R）」も、「行政長官」とでも訳し、「県知事（KH）」と区別すべきではなかったか。「県知事（KH）は県知事（R）と呼ばれた」という文は奇妙である。

原語カタカナ表記の「レントナー」には、少なくとも語句の説明が必要であらう。

Verfassungsamt を「法規部」と訳したのでは、実態にそぐわないように思われた。

家産裁判権は重要な用語であるので、少なくともその歴史的起源と権限について簡単な説明が必要であったように思われた。

さらに、一般読者のために、住所要件、陪審裁判所、三級選挙権といった用語についてもコメントがあれば、と思われた。

（九州大学出版会 1995年）

[付記] 少壮気鋭の国制史家、千葉徳夫教授は自宅書斎で読書中、3月13日午前0時頃、急性心不全のために急逝された。あまりに突然の逝去であり、この書評が教授の遺稿となった。そのために校正は私が担当した。ドイツ国制史に門外漢の私に折りにふれて懇切に教示してくださり、また、激務の間をぬってこの書評を執筆してくださった教授のご冥福を心から祈りたい。

1996年3月15日 松尾展成